

総務省の「今」を伝える情報誌

総務省



Ministry of
Internal Affairs and
Communications



特集

平成28年版

情報通信白書が

公表されました。



地方のかがやき

自然と文化、歴史、そして芸術
ぶらり散策ですべて味わえる町

長野県小布施町

2016

September 

Vol.189

9

月号

総務省

CONTENTS

● 広報誌をスマホなどで閲覧できます ●

住むまちをもっと好きになるアプリ

i 広報紙



20

地方のかがやき
長野県小布施町



18

MIC NEWS 03
平成28年9月
サービス産業動向調査拡大調査を実施します。

16

MIC NEWS 02
平成28年
社会生活基本調査
より良い未来をつくるため。

14

MIC NEWS 01
敬老の日に「火の用心」の贈り物
住宅防火・防災キャンペーン



10

MIC FOCUS 01
国民視点の行政を実現する
行政評価局調査

04

特集
平成28年版
情報通信白書が公表されました。

くらしの中に総務省

女性消防吏員



ポータルサイトから、「リーフレット(女性消防士なるほどBOOK)」をダウンロードいただけます。

- 女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト.....http://www.fdma.go.jp/josei_shokuin/index.html
- 女子学生向けの職業体験イベント.....http://www.fdma.go.jp/josei_shokuin/event/index.html

現在、全国各地において、女性消防士が活躍していることをご存知でしょうか？
火災現場で消火や救助にあたる姿から、男性の職業というイメージが強い消防士ですが、消防署には様々な部署があります。
たとえば火災予防対策などの指導や防火防災の広報活動を行う「火災予防業務」、救急隊員として傷病者を医療機関に搬送する「救急業務」など、女性が大いに活躍できる場が数多くあります。もちろん、現場に出て男性消防士とともに消火活動

を行う女性消防士も増えています。
署内では能力と実績に応じた人事管理が行われ、キャリアアップに男女差はありません。また、消防士は地方公務員ですから、法令に基づいて最大で3年間育児休業を取得できます。
総務省消防庁では、女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイトを設け、国民の皆さまに理解を深めていただくとともに、女子学生向けに消防職業体験イベントを行っています。ぜひご覧ください。

和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る



四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

練りきり



重陽の象徴花 菊の練りきり

古来から中国では、奇数を陽数、偶数を陰数と考え、陽数の最も極みとなる「9」が重なる9月9日を「重陽の節句」として、不老長寿や繁栄を願ってきました。この行事は平安時代に日本に伝来したもので、当時、菊の花を觀賞する、菊の花びらを浮かべた酒を酌み交わすなど、菊にまつわる風習がいくつもあつたそうです。
菊の花は「翁草」「千代見草」「齡草」とも呼ばれ、邪気を払い、長生きの効能があると信じられてきたことから、この行事の象徴となったのだとか。残念なことに、現在では影の薄い存在となっている重陽の節句ですが、それでも和菓子の世界では、9月に入ると菊の花を象つた練りきりなどが作られます。その姿は優雅で美しく、食べるのが惜しくなるほどです。

名前をたくさん持つ 和菓子とは？

お彼岸に食べるおはぎの別名を『隣知らず』と言うそうです。白で搗かずに作るため、音が響かず隣家の人も気づかない、というのがその理由。さらに、搗き知らずを「月知らず」と置き換えて『北窓』、同様に「着き知らず」と置き換えて『夜船』と呼ぶことも。江戸時代の粋な掛詞ですね。

情報通信白書が 公表されました。

情報通信白書は、我が国の情報通信の現状や政策の動向について、国民の皆様の理解を得ることを目的に昭和48年から毎年作成しています。今回の白書では、特集テーマを「IoT・ビッグデータ・AI～ネットワークとデータが創造する新たな価値～」とし、IoT・ビッグデータ・AI等の新たなICTについて、その進展状況と社会経済全体にもたらす変化を展望しています。

平成28年版 情報通信白書のポイント

第1部 特集 IoT・ビッグデータ・AI～ネットワークとデータが創造する新たな価値～

第1章

ICTによるイノベーションと経済成長

IoT・ビッグデータ・AI等新たなICTによる経済成長への貢献経路について、供給面と需要面から整理し、それぞれの経路について事例や企業の取組状況等を交えながら、ICTが経済成長に与える潜在的効果を定量的に検証。また、ICTがもたらす非貨幣的価値(消費者余剰等)についても考察。

第2章

IoT時代におけるICT産業動向分析

経済成長への貢献が期待されるICT産業について、IoTの進展を踏まえた上で全体構造の整理を行い、ICT機器・サービスの各市場規模や成長性、競争環境等について定量的に検証。

第3章

IoT時代の新製品・サービス

IoT時代の新たなICT機器・サービスとして、現在注目されているフィンテック、シェアリングエコノミー等を取り上げ、それぞれ認知度、利用意向等国際消費者アンケートの比較を踏まえながら、それらの現状や課題等について分析。また、医療、教育など公共分野における先進的なICT活用事例や、熊本地震におけるICT活用事例を紹介。

第4章

ICTの進化と未来の仕事

ICTの進化が雇用や働き方に与える影響について概観した上で、急速な進歩を遂げる人工知能(AI)を取り上げ、その現状や日米就労者アンケートの比較等を交えながら、今後必要とされるスキルの変化と求められる教育・人材育成の在り方について検証。

第2部 基本データと政策動向

第5章

ICT分野の基本データ

総務省実施調査の結果を中心に、我が国ICTの現状を示す最新データを幅広く紹介。

第6章

ICT政策の動向

我が国のICT政策の最新動向を、総務省の取組を中心に紹介。

「情報通信白書」のスマートフォン・タブレット用アプリと電子書籍を無料で提供しております。

「情報通信白書」アプリは、iOS、Androidの各アプリストアにて無料で配信中です。電子書籍はePUB3形式にて、総務省情報通信白書ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>



ICTによるイノベーションと経済成長

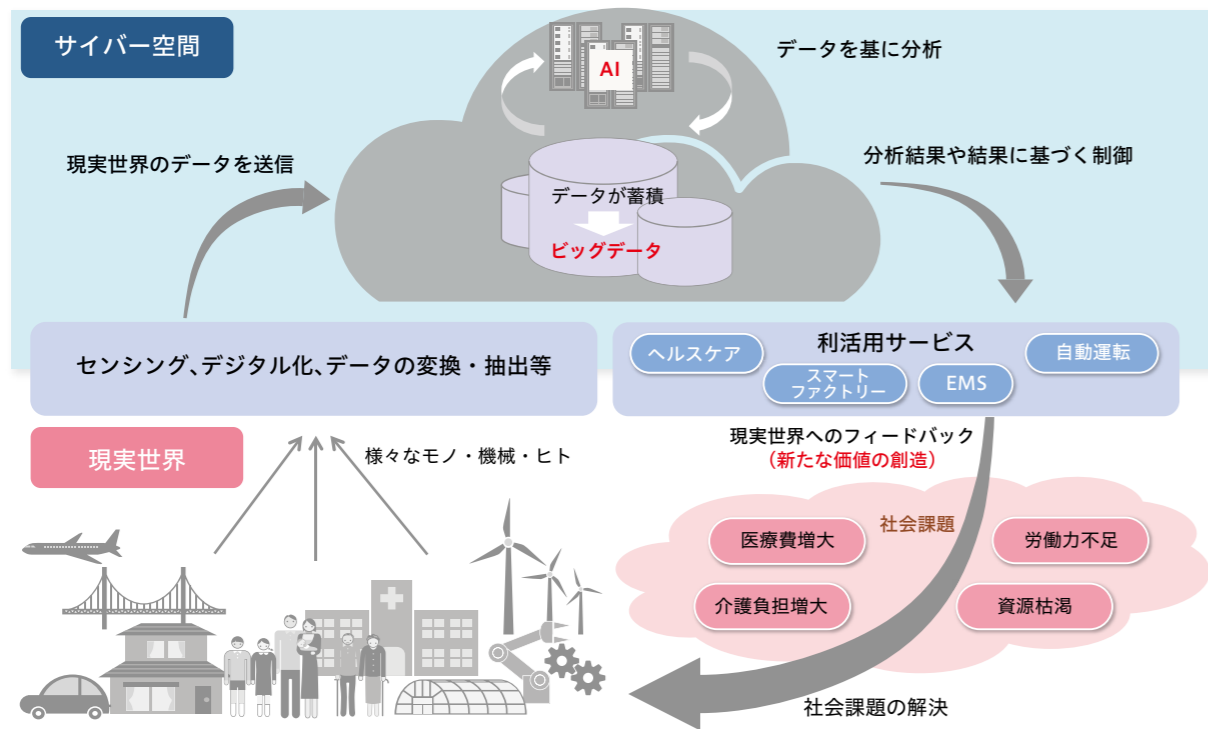
第1部
第1章

少子高齢化やそれに伴う人口減少は、我が国の中長期的な経済成長を阻害する可能性があります。IoT等の新たなICTは、企業の生産性向上や、新たな商品やサービスの創造等を通じて、より一層重要な役割を果たすことが期待されています。少子高齢化による労働力不足に対処するためには、積極的なICT投資を行い、生産性向上等を図っていくことが重要です。これまでの日本企業の主なICT投資は、業務効率化やコスト削減の実現を目的とした「守りのICT投資」でしたが、米企業は、ICTによる製品/サービス開発強化等を目的とした「攻めのICT投資」により、ICT製品、サービスで先行しています。

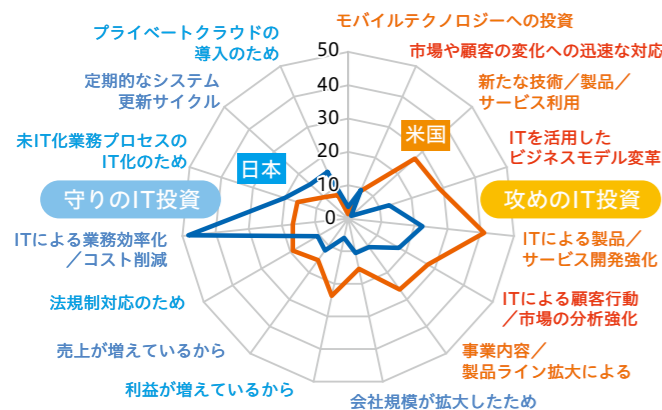
今後の日本企業のICT投資は、ハードから、ソフトやサービスへとシフトする見通しであり、クラウドなど生産性向上に寄与するICTの導入が進むものと考えられます。

IoT・ビッグデータ・AIが創造する新たな価値

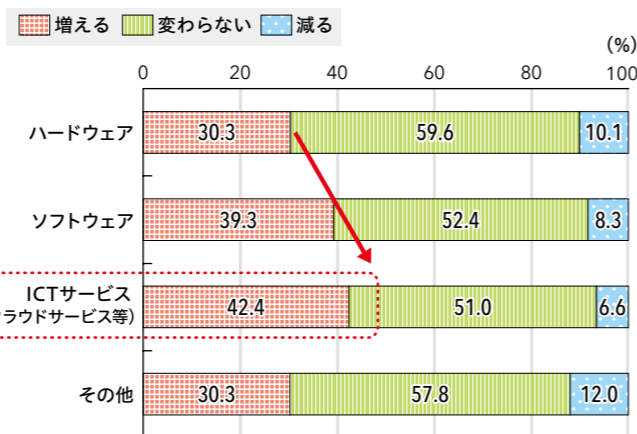
～サイバーセキュリティの確保を前提として、データの流通を通じた価値創造や課題解決を実現～



IT予算を増額する企業における増額予算の用途(日米比較)



今後の日本企業のICT投資(内訳)の見通し



※出典：一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)、IDC Japan (株) 「ITを活用した経営に対する日米企業の相違分析」調査結果(2013年10月)

IoT時代におけるICT産業動向分析

第1部
第2章

新たなICTのうちIoTについて、日本、米国、英国、ドイツ、中国、韓国の企業アンケートに基づき、各国の導入状況等を比較したところ、日本は、インフラ整備状況に比べて、IoTを活用した業務効率化などの状況を総合的にあわした「IoT進展指標」が低いという結果になりました。

インフラの整備はどの国でも課題となっていますが、市場の創出や資金面での課題は「国」ことばらつきがあるため、これらの要素が進展度に影響を与えていると考えられます。

また、諸外国と比較して、日本はインフラ面を課題と感じている企業が少ない一方で、多くの企業が人材の育成を重大な課題と認識していることが分かりました。

今後、人材の育成やユーザ企業へのIoTのユースケースの紹介等を通じて、IoT利活用を進めていく必要があります。

ICTによるイノベーションと経済成長

第1部
第1章

IOT・ビッグデータ・AI等のICT投資等が進展すれば、我が国の経済成長は加速し、2020年度時点では、実質GDPを約33・1兆円押し上げる効果が見込まれます。

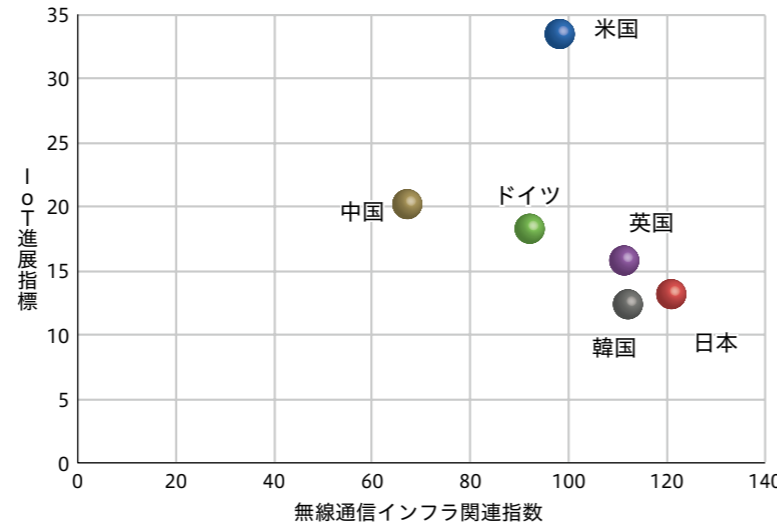
成長要因別にみると、TFP（全要素生産性[※]）の寄与度が大きく、ICTはTFPの寄与度をさらに高める効果が期待されます。

また、ICTの価値について、企業側は最終的にGDPの増加等として既存統計でとらえられるのに対し、消費者側は既存統計でとらえられていない部分（非貨幣的価値）があります。消費者側にもたらされるICTの非貨幣的価値として、①消費者余剰（消費者が支払っても良いと考える価格と、実際に支払われている価格との差）、②時間の節約、③情報資産（レビュー等）に着目して分析したところ、それぞれで一定の価値が認められました。

※生産要素（労働、資本）以外で付加価値増に寄与する部分。技術の進歩、労働者のスキル向上、経営効率や組織運営効率の改善など。

IoTの進展に係る指標化と国際比較

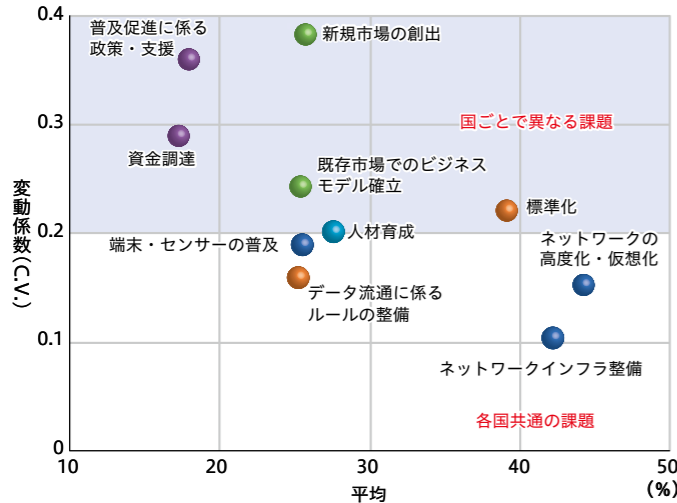
IoT進展指数（アンケートより）	重み
プロセス	
IoTソリューション導入率	0.25
IoTソリューション導入済み企業のIoT関連設備投資額（売上比） [※]	0.25
プロダクト	
IoT財・サービス提供率	0.25
IoT財・サービス提供中の企業のIoT財・サービスの売上（売上比）	0.25



無線通信インフラ関連指数（ITU [*] ）	重み
人口100人当たりの携帯電話契約数	0.5
人口100人当たりのモバイルBB契約数	0.5

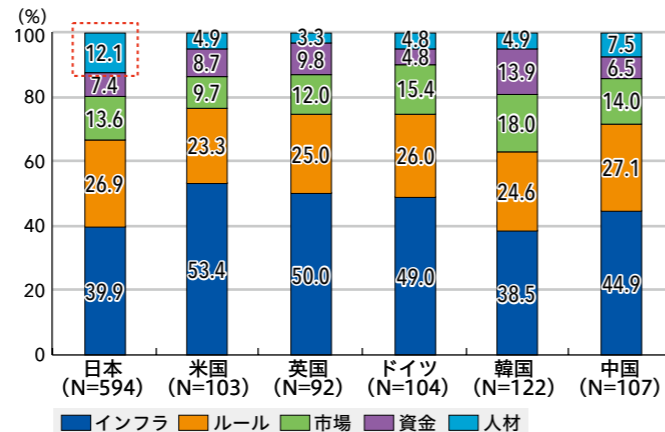
^{*}出所：ITU「ICT Development Index」より

IoTの進展に係る課題の平均と変動係数^{*}



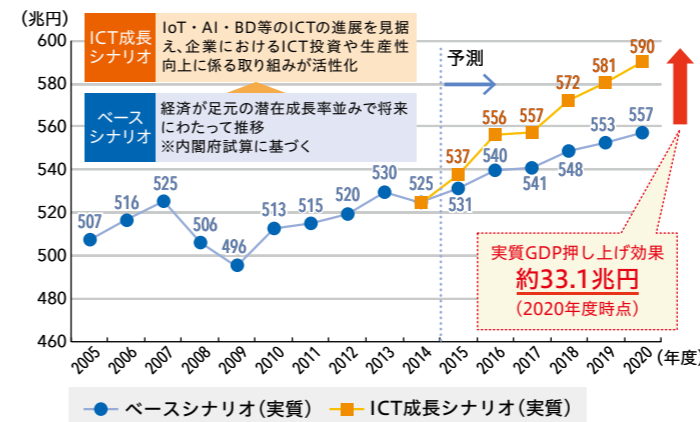
^{*}偏差値を平均で割ったもの。変動係数が小さいほど各国が共通して課題と認識しており、変動係数が大きくなるほど国ごとに課題認識に差がある。

IoTの進展に係る課題のうち最も重大な課題



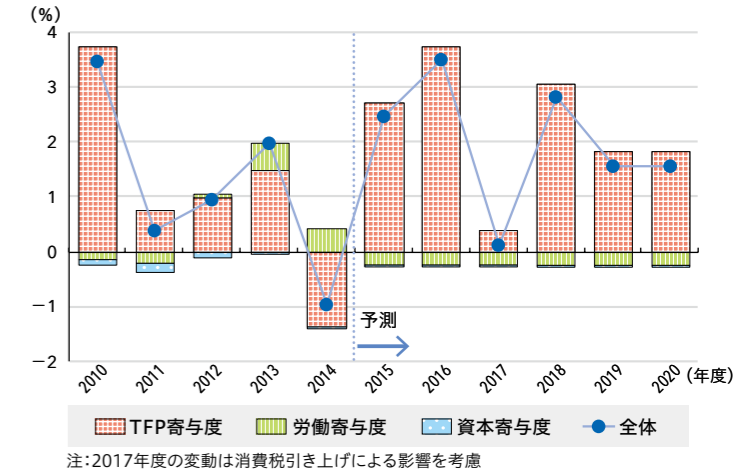
- インフラ：「ネットワークの高度化・仮想化」「ネットワークインフラ整備」「端末・センサーの普及」
- ルール：「データ流通に係るルールの整備」「標準化」
- 市場：「新規市場の創出」「既存市場でのビジネスモデル確立」
- 資金：「普及促進に係る政策・支援」「資金調達」
- 人材：「人材育成」

ICT成長による実質GDPへのインパクト



※ICT成長シナリオ及びベースシナリオの詳細は、情報通信白書の本文を参照

成長要因の分解 (ICT成長シナリオ)



① 消費者余剰 (音楽・動画視聴サービス、年間)

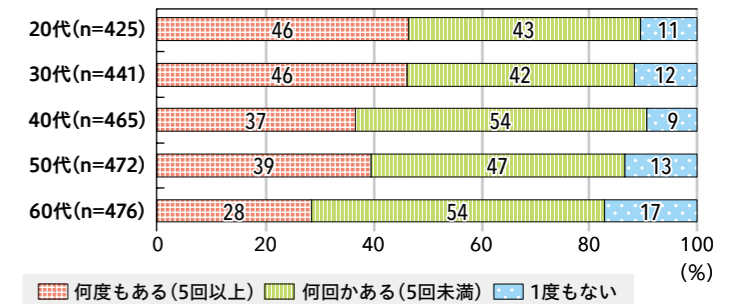
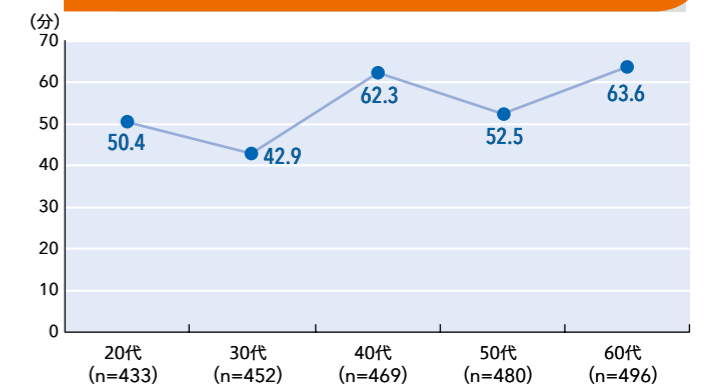
- 1人あたり消費者余剰額は20代が最も大きく、30代及び40代が小さく、以降は年代が高くなるにつれて消費者余剰額も大きくなる傾向となった。
- サービスの利用率なども踏まえ、年間の消費者余剰額を推計すると合計でおよそ1097億円。

	ネット利用人口 (人)	「音楽・動画視聴サービス」利用率	1人あたり消費者余剰額 (1ヶ月、円)	消費者余剰額 (年間、億円)
20代	12,583,190	86.1%	204.2	265.4
30代	15,165,910	77.6%	158.4	223.8
40代	17,986,280	71.2%	156.9	241.2
50代	14,196,520	70.0%	168.1	200.5
60代	13,773,720	58.2%	172.6	166.2
合計				1097.1

③ 情報資産 (インターネットショッピングサービス (レビューを読んだことで購入する商品を決めた経験))

- 8割以上の利用者がレビューによって購入する商品を決めた経験があり、若者ほど経験がやや多い。

② 時間の節約 (インターネットショッピングサービス (買い物1回あたりの時間の節約))



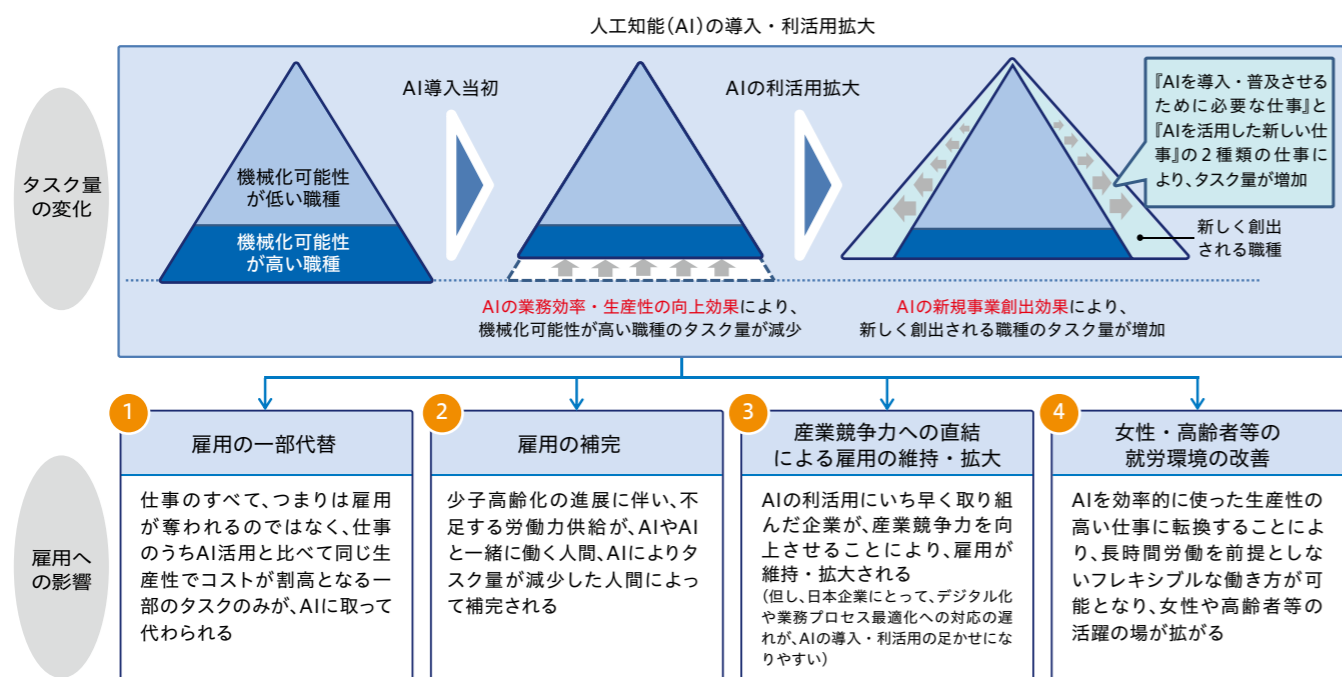
ICTの進化と未来の仕事

第1部
第4章

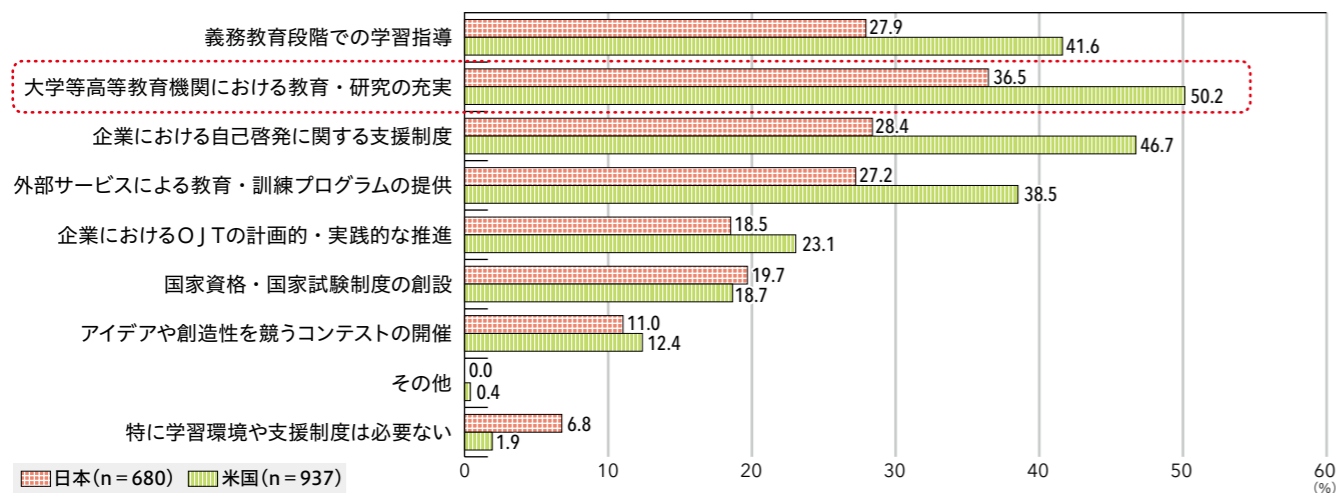
人工知能(AI)の普及によって想定される雇用への影響として、AIの導入による「AIを導入・普及させるために必要な仕事」と「AIを活用した新しい仕事」の2種類の仕事により、タスク量が増加する。また、AI活用スキルを取得するための学習環境や支援制度については、日米双方で、「大学等高等教育機関における教育・研究の充実」が必要とする者が多く見られました。

日本は、米国よりもAIへの対応が遅れがちのようです。今後、AIに対する苦学意識を取り除いて行くことが重要と考えられます。

人工知能(AI)導入で想定される雇用への影響



AI活用スキルを取得するための学習環境や支援制度に対するニーズ



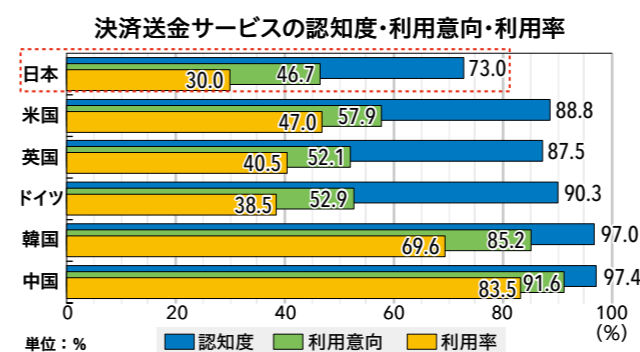
IoT時代の新製品・サービス

第1部
第3章

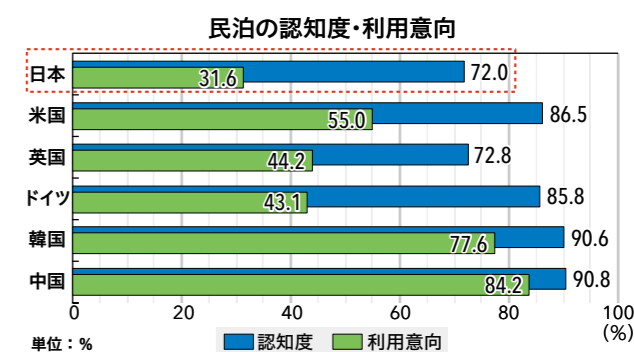
フィンテック (FinTech) 等のICTによる新たな商品・サービスが、需要創出の面で経済成長に貢献しています。しかし、日本、米国、英国等の消費者アンケートによると、日本は各国と比較して、新たなサービスの認知度・利用意向が低い傾向が見られます。日本において、こうした新たな商品・サービスの認知度等は、スマートフォンの利用率と連関していると考えられ、事実、日本のスマートフォンの利用率は他国と比べて低くなっています。スマートフォン利用率については、日本の調査対象者が約6割、米国、英国及びドイツが約8割、韓国及び中国は9割台後半にまで及ぶ、という結果となりました。

また、日本では20代及び30代のスマートフォンの利用率が高い点は米英独と同様ですが、50代及び60代のフィーチャーフォンの利用率が高くなっている点特徴的です。

フィンテック(FinTech)の代表的サービス



シェアリング・エコノミーの代表的サービス(民泊)



普段、私的な用途のために利用している端末

国	世代	スマートフォンの利用率 (%)			フィーチャーフォンの利用率 (%)			タブレットの利用率 (%)		
		全体	20代	30代	全体	20代	30代	全体	20代	30代
日本	全体加重平均	60.2	60.2	60.2	41.9	41.9	41.9	19.5	19.5	19.5
	20代 (N=200)	87.0	87.0	87.0	20.0	20.0	20.0	25.0	25.0	25.0
	30代 (N=200)	73.0	73.0	73.0	31.0	31.0	31.0	21.0	21.0	21.0
	40代 (N=200)	60.0	60.0	60.0	42.5	42.5	42.5	18.5	18.5	18.5
	50代 (N=200)	54.0	54.0	54.0	47.5	47.5	47.5	14.0	14.0	14.0
米国	全体加重平均	78.6	78.6	78.6	18.4	18.4	18.4	57.2	57.2	57.2
	20代 (N=200)	92.5	92.5	92.5	8.5	8.5	8.5	67.0	67.0	67.0
	30代 (N=200)	94.5	94.5	94.5	11.5	11.5	11.5	76.5	76.5	76.5
	40代 (N=200)	83.0	83.0	83.0	17.0	17.0	17.0	57.0	57.0	57.0
	50代 (N=200)	61.5	61.5	61.5	23.0	23.0	23.0	45.5	45.5	45.5
英国	全体加重平均	82.3	82.3	82.3	13.9	13.9	13.9	55.6	55.6	55.6
	20代 (N=200)	95.5	95.5	95.5	4.5	4.5	4.5	61.5	61.5	61.5
	30代 (N=200)	92.5	92.5	92.5	7.5	7.5	7.5	66.0	66.0	66.0
	40代 (N=200)	85.0	85.0	85.0	12.0	12.0	12.0	52.5	52.5	52.5
	50代 (N=200)	71.0	71.0	71.0	21.5	21.5	21.5	46.0	46.0	46.0
ドイツ	全体加重平均	82.3	82.3	82.3	20.2	20.2	20.2	45.8	45.8	45.8
	20代 (N=200)	97.5	97.5	97.5	9.5	9.5	9.5	52.0	52.0	52.0
	30代 (N=200)	94.0	94.0	94.0	9.0	9.0	9.0	56.5	56.5	56.5
	40代 (N=200)	85.5	85.5	85.5	15.5	15.5	15.5	46.0	46.0	46.0
	50代 (N=200)	74.0	74.0	74.0	30.0	30.0	30.0	44.5	44.5	44.5
韓国	全体加重平均	96.6	96.6	96.6	7.8	7.8	7.8	34.1	34.1	34.1
	20代 (N=200)	100.0	100.0	100.0	3.5	3.5	3.5	31.0	31.0	31.0
	30代 (N=200)	97.0	97.0	97.0	7.5	7.5	7.5	43.5	43.5	43.5
	40代 (N=200)	96.0	96.0	96.0	9.5	9.5	9.5	37.5	37.5	37.5
	50代 (N=200)	97.0	97.0	97.0	7.0	7.0	7.0	30.0	30.0	30.0
中国	全体加重平均	98.3	98.3	98.3	5.0	5.0	5.0	47.3	47.3	47.3
	20代 (N=200)	98.5	98.5	98.5	3.0	3.0	3.0	49.5	49.5	49.5
	30代 (N=200)	100.0	100.0	100.0	2.5	2.5	2.5	57.5	57.5	57.5
	40代 (N=200)	98.0	98.0	98.0	6.0	6.0	6.0	46.0	46.0	46.0
	50代 (N=213)	97.7	97.7	97.7	5.6	5.6	5.6	44.1	44.1	44.1



勧告日：平成28年4月12日 勧告先：総務省、国土交通省

地下街等地下空間利用施設の 安全対策等に関する実態調査



地下街は、地下駅、ビル地階、地下通路、地下駐車場等と接続した地下空間利用施設とのネットワーク化が進行している（地下空間ネットワーク）。一方、地下空間ネットワーク内の施設において火災や浸水が発生し、その影響が広範囲に及んでいる例がみられ、地下空間ネットワークを構成する各施設の管理者の連携による、利用者の安全確保対策が重要となっている。

このような状況を踏まえ、地下空間ネットワークにおける火災及び浸水に係る利用者の安全確保対策の実態について調査したものである。

地下空間ネットワークとしての 安全対策の推進

主な調査結果

- 地下空間ネットワークを構成する一部の施設管理者が協議会に参加しておらず、浸水対策に支障のある例あり
 - ▶施設管理者が参加していない施設の地上出入口等の状況の把握が困難
- 浸水のおそれのある地下空間ネットワークを構成する一部の施設管理者が緊急連絡網に不参加
 - ▶不参加の理由は、緊急連絡網への参加の打診なし等
- 浸水対策に係るネットワークとしての避難訓練の実施は少数
 - ▶協議会では、施設管理者間の調整に苦慮しており、地方公共団体の支援等を求める意見あり

主な勧告の内容

- 市町村に対し、協議会等への一層の働きかけや情報提供を行うよう助言(国土交通省)
 - ・協議会の必要な構成員の確保
 - ・情報伝達訓練の結果等の検証を踏まえた連絡体制の必要な見直し
 - ・連携した効果的な避難訓練等の実施
- 市町村に対し、訓練の結果等を踏まえ、連絡体制を見直した例などの取組に関する情報提供(総務省)

地下街等の安全対策に 関する設備の整備・運用

主な調査結果

- 止水板の設置が必要な出入口に止水板が未設置等、連携した浸水対策に支障のある例あり
 - ▶地下駅の複数の出入口のうち、接続ビルの管理者が管理するものには、必要な止水板が一部未設置。地下駅へ浸水の影響が及ぶおそれのあるもの
 - ▶止水板の設置を担当する職員が少ない等、体制面の課題から止水板の設置に時間を要するおそれのあるもの

主な勧告の内容

- 市町村に対し、施設管理者への止水板等の連携した設置・運用に関するより具体的な情報提供を行うよう助言(国土交通省)

法令に基づく地下街等の 安全対策の実施

主な調査結果

- 水防法に基づく、施設管理者による避難確保・浸水防止計画の作成は低調
 - ▶避難確保・浸水防止計画作成済み43%(467/1,084施設。平成26年度末時点。国土交通省調査)
 - ※浸水防止計画については、平成25年の水防法改正で新たに作成が義務付けられたもの
 - ▶作成の必要性を未承知等、計画作成に対する認識が不十分なものあり

主な勧告の内容

- 市町村に対し、施設管理者による計画作成促進に向けた助言(国土交通省)

国民視点の行政を実現する/ 行政評価局調査

行政評価局調査とは、行政評価局が、**全都道府県に設置されている出先機関**(管区行政評価局・行政評価事務所)を活用して**各府省の業務の現場を調査**することにより、政策効果や各府省の業務運営上の課題を**実証的に把握・分析**し、その結果を基に、**関係府省に改善方策を提示**することで、よりよい行政の実現へつなげていくものです。具体的には、①調査テーマの選定、②実地調査の実施、③改善事項の指摘(勧告)、④指摘後の改善状況の検証(フォローアップ)、という一連のプロセスによって行われています。今回は、最近勧告を行った2本の調査、フォローアップを行った調査を紹介します。

※現在調査中の主なテーマについては、行政評価局のホームページにて公表しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html

●最近勧告を行った主な調査テーマ

調査名	勧告対象機関	勧告日
地下街等地下空間利用施設の実態調査 <small>*P11</small>	総務省、国土交通省	平成28年4月12日
アスベスト対策に関する行政評価・監視 - 飛散・ばく露防止対策を中心として - <small>*P12</small>	環境省、厚生労働省、 国土交通省、総務省	平成28年5月13日
個人情報の保護に関する実態調査	厚生労働省	平成28年7月15日
地域活性化に関する行政評価・監視	内閣府、厚生労働省、国土交通省	平成28年7月29日

●最近フォローアップを行った主な調査テーマ

調査名	勧告対象機関	勧告日	フォローアップ	
			1回目公表日	2回目公表日
災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 <small>*P13</small>	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、 国家公安委員会(警察庁)、 総務省、法務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省、防衛省	平成27年7月24日	平成28年4月12日	—
グローバル人材育成に資する海外子女・ 帰国子女等教育に関する実態調査	外務省、文部科学省	平成27年8月21日	平成28年5月19日	—
家畜伝染病対策に関する行政評価・監視	農林水産省、環境省	平成27年11月6日	平成28年5月31日	—
消費者取引に関する政策評価	消費者庁、金融庁、厚生労働省、 経済産業省、国土交通省	平成26年4月18日	平成26年11月7日	平成28年5月19日
外国人旅行者の受入環境の整備に 関する行政評価・監視	国土交通省(観光庁)、法務省	平成26年7月18日	平成27年7月23日	平成28年5月31日
生活保護に関する実態調査	厚生労働省	平成26年8月1日	平成27年5月19日	平成28年6月16日
規制の簡素合理化に関する調査 - 関係者からの意見・要望への対応 -	国家公安委員会(警察庁)、 消費者庁、総務省、厚生労働省、 国土交通省、環境省	平成26年10月14日	平成27年7月3日	平成28年7月21日

勧告日：平成27年7月24日 回答日：平成28年3月14日～3月28日
 勧告先：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

災害時に必要な物資の 備蓄に関する行政評価・監視



首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が想定され、国は業務継続性の確保が必要（各府省は業務継続計画を策定）であり、帰宅困難者の受け入れについても検討が必要。業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄が必要。このため、各府省における物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況を調査し、勧告。この勧告に対する改善措置状況のフォローアップを行った結果は以下のとおり。

備蓄の目標量の設定、計画的な備蓄の実施

主な調査結果

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量が未設定な例あり
- 目標量を定めているが、4品目の全て又は一部に関し目標量を満たす時期が未設定な例あり

帰宅困難者への対応方針の明確化、受入場所や受入可能人数の設定

主な調査結果

- 帰宅困難者への対応方針が未定な例あり
- 帰宅困難者への対応方針を定め、受け入れることとしているが、受入場所が未設定であるものや受入可能人数が不明な例あり

備蓄物資の保管場所の見直し等

主な調査結果

- 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例あり
- 執務室と保管場所が10階以上離れている例あり
- 賞味期限等が過ぎているものを保管している例あり

改善事項の指摘

主な改善結果

- 業務継続計画等において備蓄の目標量を設定したもの（指摘した53機関中47機関が対応）
- 調達計画を策定するなど計画的に備蓄したもの（指摘した34機関中20機関が対応）

主な改善結果

- 業務継続計画、対応マニュアル等において、
・対応方針を明確化したもの（指摘した39機関中36機関が対応）
・受入場所を設定したもの（指摘した32機関中15機関が対応）
・受入可能人数を設定したもの（指摘した49機関中26機関が対応）

主な改善結果

- 地下に保管していた備蓄物資を移動するなど、保管場所の見直し等を実施したもの（指摘した15機関全てが対応）
- 複数階に分散して保管するなど、執務室の近くにも保管したもの（指摘した8機関中6機関が対応）
- 賞味期限等が過ぎていた備蓄物資を更新又は処分し、点検を実施したもの（指摘した9機関全てが対応）

勧告日：平成28年5月13日 勧告先：環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省

アスベスト対策に関する行政評価・監視 －飛散・ばく露防止対策を中心として－



アスベスト含有建材の使用可能性がある建物は、今後、大量解体が進み、平成40年には約10万棟に達すると見込まれ、その解体時等に、工事業業者は大気汚染防止法等に基づき、アスベストの飛散・ばく露防止対策の確実な実施が求められている。一方、近年、災害時に建物の損壊箇所からのアスベストの飛散事例が生じ、県市による飛散防止のための準備が重要となっている。

こうした背景の下、アスベストによる健康被害の防止の観点から、解体時や災害時の飛散・ばく露防止対策の実施状況を調査したものである。

事業者の事前調査の適正な実施の確保

主な調査結果

- 事業者が飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施
事業者は、建築物の解体時等に、アスベスト含有建材の有無に関する事前調査及び使用されている場合の県市等への届出が義務付けられているが、
・飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施（52件のうち29件）
・届出により解体等工事に着手（52件のうち41件）
原因：事業者の事前調査が不十分など
(注)調査対象16都道府県内の解体等工事から事前調査不十分の52事例を分析。

県市による事業者の改善措置状況の確認の徹底

主な調査結果

- 県市による指導事項の改善確認が不十分
県市は、建築物解体時に立ち入り、飛散・ばく露防止措置が講じられていない場合、指導を行っているが、
・県市では、指導件数の約2割（250件のうち55件）について改善状況を未確認
・未確認事例のうち、飛散防止シートによる覆いの不備など飛散・ばく露防止のために重要なものが約半数（55件のうち23件）
原因：県市の確認方法が不適切など
(注)調査対象39県市の立入検査を抽出調査。

災害時に備えた飛散・ばく露防止対策内容の周知徹底

主な調査結果

- 災害時に備えた準備を行っている県市は一部
災害時には、建築物の倒壊・破損に伴い、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあることから、応急措置を講じる必要があるため、環境省は災害時対応マニュアルを策定・通知しているが、
・災害時に備えた準備（平常時からのアスベスト使用建築物の所在情報の収集等）を行っている県市は一部（39県市のうち6県市）
原因：環境省の災害時対応マニュアルの不知など

主な勧告の内容

- 事前調査が不十分・不適切な事案について、全国から情報を収集する仕組みを整備し、関係者に対して、継続的かつ適時に注意喚起を行うなど、調査の適正な実施を確保

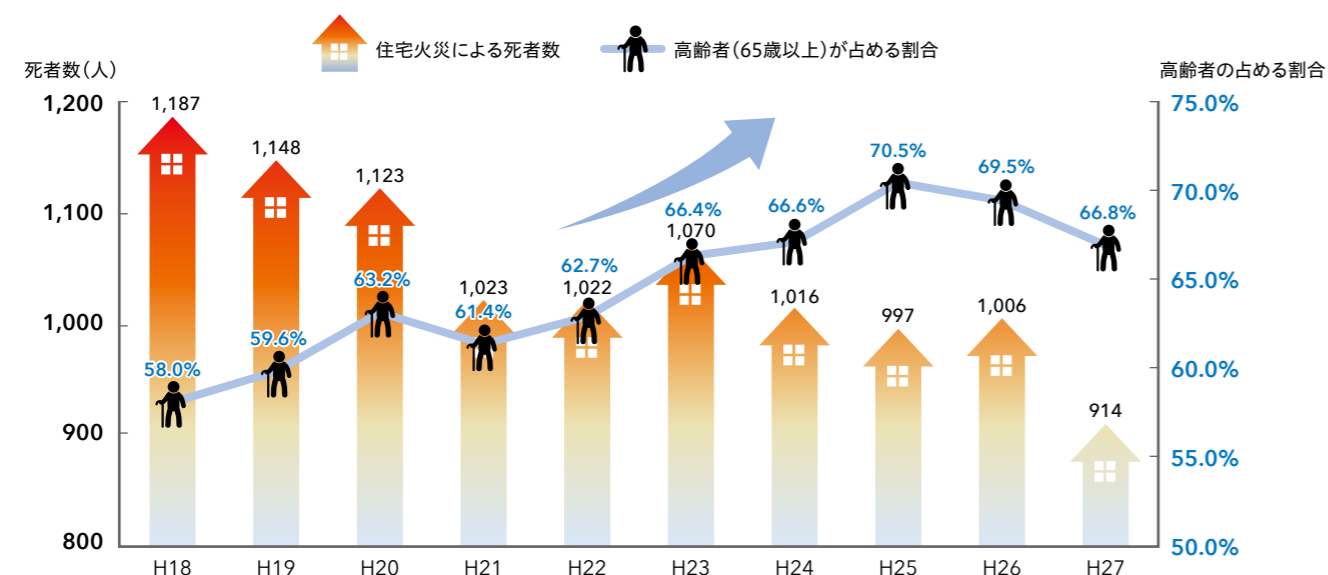
主な勧告の内容

- 県市による事業者への立入検査時の指導事項に係る改善措置状況の確認を徹底

主な勧告の内容

- 災害時に備えた準備について、その必要性を含め、具体的内容の周知徹底、対策の強化

住宅火災における死者数の推移(平成18年～平成27年の10年間)



住宅防火・防災キャンペーン

敬老の日に「火の用心」の贈り物

住宅防火・防災 キャンペーン

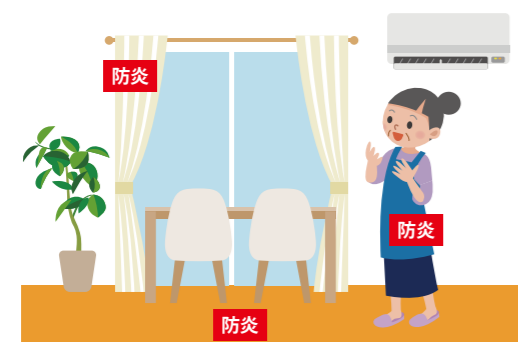


昨年発生した住宅火災における死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者となっています。高齢化の進展とともに、高齢者の住宅火災における死者の増加が懸念されています。

キャンペーン期間

平成28年9月1日(木)～21日(水)

高齢者を住宅火災から守るために



2 早く消す!

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと「大きいから置く場所がない」「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われている方も多いのではないのでしょうか。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者や女性でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がおられるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。



3 火を拡大させない!

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中の着衣着火により亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロンといった衣類や枕・布団などの寝具に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。

1 早く知る!

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例です。このようなことを防ぎ、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や台所等に「住宅用火災警報器」を設置することが定められています。この「住宅用火災警報器」の電池は、短いもので5年や1年で切れてしまうものもあり、また、故障する可能性も考えると定期的な点検が必要となります。是非この機会に高齢者の家に設置されている「住宅用火災警報器」を、高齢者の代わりに点検してあげましょう。

住宅防火・防災 キャンペーンとは

近年の住宅火災の死者に高齢者が多いこと、また今後も高齢化の進展が予想されることから、総務省消防庁では、住宅火災から高齢者を守るため、敬老の日に「住宅用火災警報器」や「住宅用消火器」または「防災品」等をプレゼントしたり、設置されている住宅用火災警報器の点検を高齢者の代わりに実施すること等を推進する「住宅防火・防災キャンペーン」を平成24年から展開しています(キャンペーン期間:9/1～9/21)。

大好きなおじいちゃんやおばあちゃんが火災の被害に遭わないよう、今年の敬老の日は、家の防火対策を考える敬老の日にしてはいかがでしょうか?



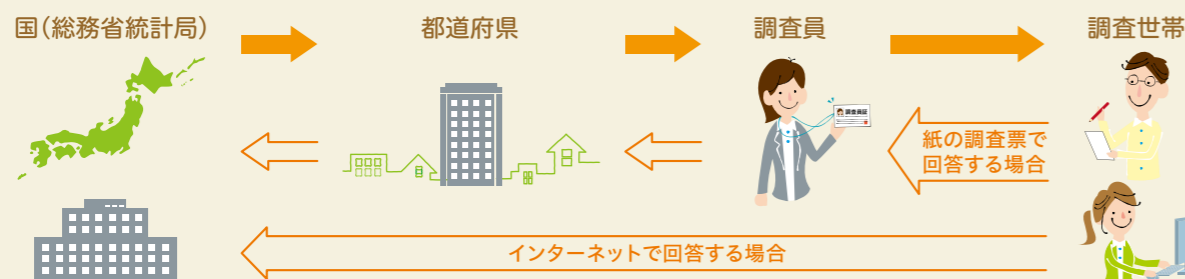
○ お問い合わせ ○

総務省消防庁予防課予防係 TEL: 03-5253-7523 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

世帯への訪問時期

調査の流れ

調査の回答にあたっては、インターネットで回答するか、紙の調査票で回答するかを選択いただけます。



9月上旬から

- 調査員が調査対象となる地域にお住まいのすべての世帯を訪問し、『平成28年社会生活基本調査のお知らせ』を配布します。



10月上中旬から

- 調査員が調査世帯に調査書類を配布し、調査への回答を依頼します。
- 調査世帯は、調査票を受け取り、記入します。
- インターネットによる回答も行えます。

10月下旬から

- 調査員が調査世帯を改めて訪問し、10月20日（木曜日）現在で世帯員に転入・転出がなかったかなどを確認します。
- 紙の調査票での提出がある場合は、調査票を回収します。

調査員は都道府県知事が発行した「調査員証」を必ず携帯しています

- 調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査票の記入のお願いや、ご記入いただいた調査票の回収及び記入状況の確認を行います。
- 調査員は、都道府県知事が任命した特別職の地方公務員です。



● かたり調査にご注意ください。

- ・政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。
- ・不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県又はコールセンターにお知らせください。

● 個人情報 は 厳重に 保護 されます。

- ・調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されています。

調査に関する詳しい情報はこちら <http://www.stat.go.jp/>

社会生活基本調査

平成28年 より良い未来をつくるため。

社会生活基本調査

総務省統計局では、都道府県を通じて、平成28年10月20日現在で「平成28年社会生活基本調査」を実施します。9月上旬から、調査対象となる地域にお住まいのすべての世帯に調査員が訪問します。



統計法に基づき5年ごとに実施する、国の重要な統計調査です

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

国民の時間の過ごし方と過去1年間の活動状況に関する調査です

わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを調査します。

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます

全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国からかたよりなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選ばれます。また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から無作為に選ばれます。

調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。



サービス産業動向調査拡大調査

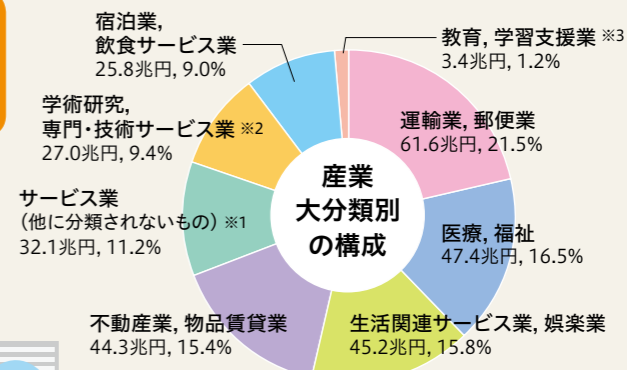
平成28年9月 サービス産業動向調査 拡大調査を実施します。

サービス産業動向調査について

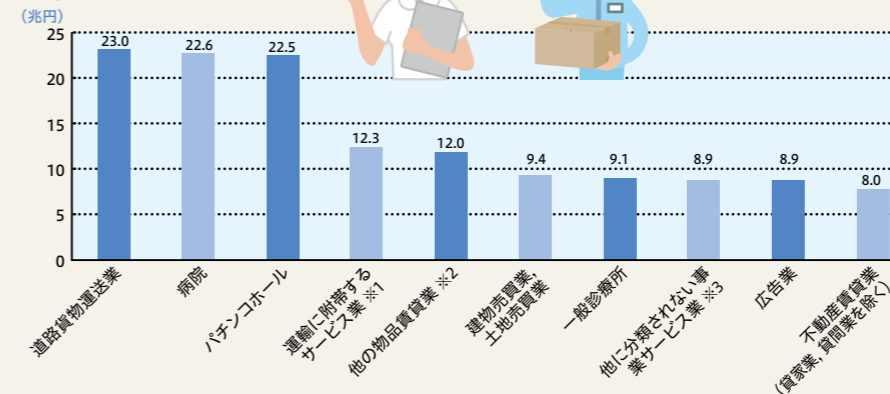
サービス産業動向調査は、サービス産業全体の売上げや雇用の動向を毎月明らかにするため、約39,000の企業や事業所などを対象に実施しています。さらに、産業ごとのより詳細な状況の把握や、地域別の状況などを明らかにするため、年1回拡大調査を実施しています。

平成26年の年間売上高の状況
[平成27年拡大調査結果(速報)]

年間売上高の大きい産業は、「道路貨物運送業」(23.0兆円)、「病院」(22.6兆円)、「パチンコホール」(22.5兆円)などとなっています。



産業詳細分類別の状況



(注)本調査では、多様な事業を営む企業等については「年間売上高」を個々の事業活動ごとに調査しており、ここで用いる「産業」はこの事業活動ごとに分類しています。

拡大調査について

我が国経済(GDP=国内総生産)の7割を超えるサービス産業の実態について、毎月の調査では、全国の動向を明らかにしていますが、拡大調査により、地域別の動向を知ることができます。

Q&A

Q どのようなところが調査の対象となるのですか。

A 次のようなサービス業を営む企業等に調査をお願いしております。

運輸業, 郵便業

鉄道、路線バス、タクシー会社、貨物運送業、宅配便、トランクルーム業 など

不動産業, 物品賃貸業

土地売買、土地建物仲介、レンタルビデオ業 など

専門・技術サービス業

建築設計事務所、法律事務所、行政書士事務所、経営コンサルタント など

宿泊業, 飲食サービス業

ホテル、旅館、喫茶店、食堂・レストラン、居酒屋 など

生活関連サービス業, 娯楽業

美容業、理容業、クリーニング業、銭湯、冠婚葬祭業、映画館 など

教育, 学習支援業

学習塾、公民館、ピアノ教室、図書館、スイミングスクール、美術館 など

医療, 福祉

病院・診療所、歯科診療所、訪問介護業、老人ホーム、保育所 など

サービス業(他に分類されないもの)

自動車整備業、廃棄物処理業、警備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業 など

Q 何を調査するのですか。

A 月次調査では月間売上高、需要の状況、事業従事者数などを調査していますが、拡大調査では、年間売上高(企業は都道府県別)などを調査します。

Q どのように調査するのですか。

A 民間調査機関(株)インテージリサーチと(株)サーベイリサーチセンターの共同企業体)が、郵送により調査票を配布・回収します。インターネットによるご回答もできますので、ぜひご利用ください。

Q 結果はどのように公表されるのですか。

A 平成28年調査の結果については、29年度に総務省統計局ホームページで公表する予定です。

お問い合わせやご不明な点は下記へご連絡ください。

サービス産業動向調査実施事務局 フリーダイヤル 0120-250-069

[平日(土・日・国民の祝日・年末年始を除く)]

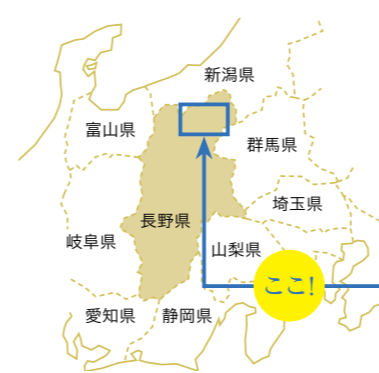
調査へのご理解・ご回答をお願いします。

サービス産業動向調査ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/mssi/index.htm>



小布施町は「栗の産地」として全国的に有名。栽培の歴史は室町時代にはじまり、江戸時代には將軍へ献上されたほど高品質。

小布施は栗の名産地。栗菓子の歴史も古く、鹿の子(かのこ)、羊羹(ようかん)、落雁(らくがん)など、様々な名菓が生まれている。



プロフィール
人口 11,148人 (平成28年8月1日現在)
面積 19.12km²
HP <http://www.town.obuse.nagano.jp/>



小布施は晩年の北斎が愛した町。「北斎館」は、町内に遺された作品の散逸を防ぎ、収蔵・公開されるため昭和51年に建設された。



文明4年(1472年)に開山された曹洞宗の寺「岩松院」。北斎89歳の作品「大鳳凰図」が本堂の天井を飾る。



もう一度訪れたい町

おもてなしの町

北斎館と高井鴻山記念館をつなぐ「栗の小径」。特産の栗の木の角材を敷き詰めた細道は趣があり、木の感触が散策する人の足にやさしい。

潤いのある町並み
自然と文化、歴史、
そして芸術
ぶらり散策で
すべて味わえる町

長野県 小布施町

Obuse-machi



町振興公社が運営する「小布施屋」。この町で穫れる新鮮な野菜や果物、特産品を原料とした加工品などが並ぶ。

小布施屋

せあが
せ

度々訪れ、数々の作品をこの町に遺しました。それらを収蔵した「北斎館」をはじめ、「高井鴻山記念館」「岩松院」「おぶせミュージアム・中島千波館」など、町を散策しながら芸術にふれることもできます。

長野県でもっとも面積が小さく、役場を中心とした半径2kmの円にほとんどの集落が入ってしまいうほどコンパクトな町ですが、潤いがあり、ぶらぶらと散歩するだけで、歴史や文化、そして季節の花々を楽しめるのがこの町の魅力。今では年間、120万人の来訪者があるそうです。

この町は松川が氾濫を繰り返してできた扇状地で、水はけが良く、酸性土壌だったことから、早くから栗やりんご、ぶどうなど果物の生産に尽力してきました。また、それらを加工して付加価値をつけ、ブランド化することにも成功しており、とくに「小布施栗」を原料にした和菓子は、古くから全国各地のファンを獲得しています。

小布施は晩年の葛飾北斎が愛した町としても知られています。北斎は



小布施では栗の他にもぶどう、りんご、桃など数々の果物が穫れる。プラムリーアップル(左)とチェリーキス(右)はジャムやスイーツの材料として喜ばれる。



小布施若者会議

Obuse Youth Conference

<http://obuse-conference.jp/>



「小布施若者会議」のテーマ決定や会場の設営などは、町と実行委員会メンバーが担う。中央は小布施町の市村町長。



長野県小布施町 Obuse-machi

第三部・プレゼンテーション

最終発表は2つの会場で行われる。この3日間、各チームで考えた提案を全体で共有。その後、各会場を代表する2チームずつ、合計4チームが壇上で自分たちのプランを発表する。

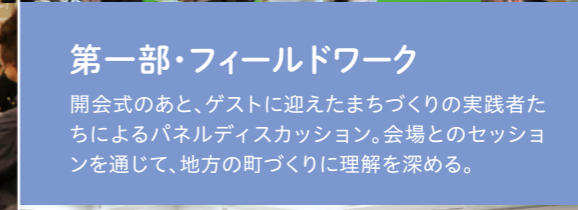


第一回若者会議で提案された「第二町民制度」。長野県の元気づくり支援金を活用して、平成26年度に実現。写真は「第二町民認定証」。
<http://obuse.2nd.town/>



第一部・フィールドワーク

開会式のあと、ゲストを迎えたまちづくりの実践者たちによるパネルディスカッション。会場とのセッションを通じて、地方の町づくりに理解を深める。



第二部・ディスカッション

参加者たちが小さなグループに分かれて、新しい地方のビジョンや実現の方法を論議する。夜通し語り合うオールナイトセッションは町の図書館で行われる。



若い力が町の未来を拓く 小布施若者会議

次 世代を担う18歳〜35歳までの若者が小布施町に集い、「新しい日本・地方のあり方」を語り合う「小布施若者会議」。
平成24年にスタートしたこの取組は、「地方を自分たちの力で変えていく」という強い思いを基軸にビジョンを語り合い、実践的なプランを組み立てる、3日間に及ぶインキュベーションプログラムです。

ここで論議されたことを「発表すれば終わり」ではなく、町や地元企業が新規事業として積極的に取り入れています。「未来をプロトタイプする3日間」と銘打った昨年の若者会議からは、祖父母から孫に町の農産物を贈るカタログギフトや、新規事業や起業の拠点となるイノベーションセンターが立ち上がりました。小布施若者会議は町の取組ですが、ここで論議されるのは「小布施町の未来」だけではなく「これから

の地方」。参加者同士は会議終了後もインターネットなどを通して交流し、活発な意見交換を行っています。若者会議で得たアイデアや気づきを参加者が地元に戻って新たな活動を起こす、ということもあります。この取組は「具体的な成果」だけが目的ではなく、「意欲と行動力のある若者同士が意見を出し合うこと」とともに考えること、「実践に移すこと」に重きを置いているのです。この寛容さが、若者たちの自由な発想や大きな羽ばたきを実現しています。

町の人の生活に潤いを与えている「花のまちづくり」について

おもてなし

千曲川堤防上の4km余りにもなる「桜堤」には、600本の八重桜が植えられている。毎年ゴールデンウィークが見頃。



小布施の町中は沿道花壇が訪れる人々を迎える。沿道花壇の手入れは、町の人々がボランティアで行っている。



外はみんなのもの、内は自分たちのもの ～小布施町の「まちづくり」～

「栗の町」「北斎の町」「花の町」など、様々な形容される小布施町。訪れる人をほっと和ませる情緒ある町並みも大きな魅力です。この町は40年以上前から「まちづくり」に努めてきました。その大きなきっかけとなったのは、昭和51年の北斎館の建設です。北斎の肉筆画だけを集めた美術館ということで注目され、また「田んぼの中の美術館」と呼ばれて話題になり、遠方から多くの観光客が訪れるようになりました。町はこれを第一ステージとして、景観づくりに着手。平成17年からの第二ステージでは民間企業や大学も加わり、「東京理科大学・小布施まちづくり研究所」の設立や「第二町並修景事業」の推進など、仕組みづくりに尽力しました。そして第三ステージへの転換期を迎える今、「少子高齢化対策」や「まちづくりの後継者育成」を命題に掲げて様々な施策に取り組んでいます。



「まちづくり」のきっかけとなった北斎館。この周辺は、美術館やギャラリー、老舗菓子店などが並び、いっばんの観光スポット。



「小布施らしさ」を大切にしたい景観。「外はみんなのもの、内は自分たちのもの」を合い言葉に町並みが整えられている。



▲関谷宅
Welcome to My Garden
OBUSE Open-Garden HOME
この看板がかけられた家・店などがオープンガーデンに参加している。

▲湯浅宅

私の庭へようこそ!

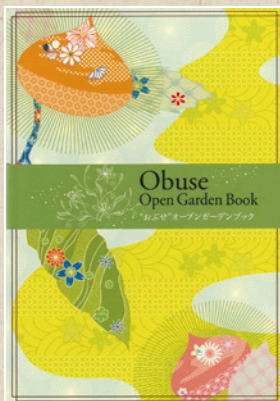
「オープンガーデン」でおもてなし

昭和55年から花によるまちづくりを進めてきた小布施町では、自治会花壇や沿道花壇など住民の手による美化活動がさかに行われてきました。「千曲川ふれあい公園」「桜堤」「フローラルガーデンおぶせ」など花スポットも多く、四季折々の花を楽しめます。また、私有地の庭を觀賞し、交流を楽しむオープンガーデン事業も行っています。

この「おぶせオープンガーデン」は、平成12年に町の呼びかけによりスタートした官民一体の取組です。当初は38軒だった参加庭園も現在は約120軒に増え、各庭の紹介を一冊にまとめた「おぶせオープンガーデンブック」を片手に、庭巡りを楽しむ人も多いようです。

町はオープンガーデンブックと看板を用意するのみで、ガーデンオーナーへの苗代などの補助は行っていません。小布施では住民自らが景観を重視し、おもてなしの心で訪れる人を迎えているのです。また、そこで芽生える交流は町の人々の暮らしに潤いを与えています。

ガーデン巡りに役立つ「おぶせオープンガーデンブック」(100円)。この取組に参加する約120の庭の写真と解説が掲載されている(マップ付き)。



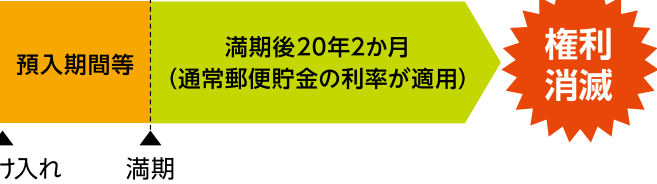
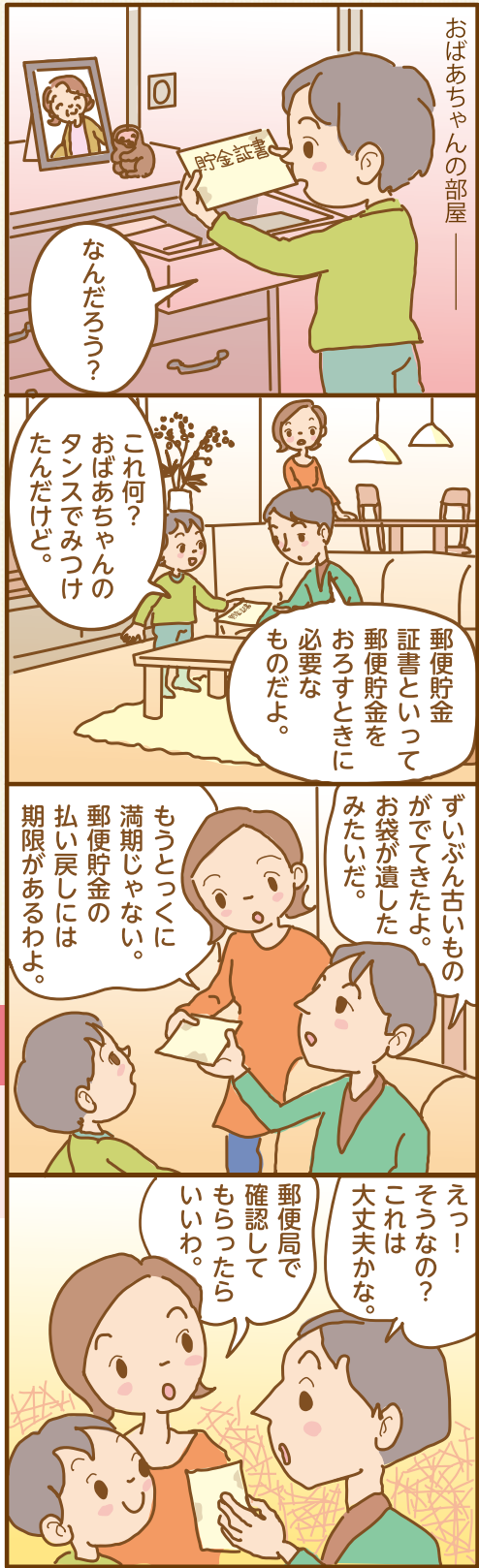
お手元に**満期**を過ぎた

ご家族にも
ご確認
ください。

郵便貯金 はありませんか。

満期を過ぎた
郵便貯金の受け取りには
期限がございます。
払い戻しのお手続きは**お早め**に。

郵政民営化(平成19年10月1日)より前に
郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、
定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定
により、**満期後20年2か月経つとお客様の
権利が消滅し、払い戻しが受けられなく
なります。**

⚠ 住所変更のお手続きもお忘れなく

満期のお知らせなど重要なお知らせをお届けするため、**お引越しの際は、郵便物等の転居届とは別に、郵便貯金証書・通帳の住所変更手続き**を行っていただくようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

残高などの個別のお取引
内容に関するお問い合わせは、
お近くの郵便局、
ゆうちょ銀行の店舗まで。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】
ゆうちょコールセンター
0120-108420 (通話料無料)
受付時間: 平日/8:30~21:00、
土・日・休日/9:00~17:00
※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1
電話: 03-5472-7101 受付時間: 平日/9:30~12:00、13:00~17:00 土・日・休日を除きます。
さらに詳しくお知りになりたい方は URL: <http://www.yuchokampo.go.jp/> まで

